

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年2月7日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:19

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

ただいまから庁舎建設特別委員会を開会いたします。庁舎建設に関することについてを議題といたします。提出資料に基づき執行部に補足説明を求めます。総務課長。

総務課長

本日資料を配布させていただいておりますが、まず、前回の特別委員会において資料要求のありました件の提出資料について説明いたします。

まず、道祖委員より要求のありました、先例市21市の財政状況についての資料「庁舎建替えに関する先例市財政状況調査一覧表」について説明させていただきます。前回資料の調査対象21市を一覧表にしておりますが、1.市の概要、2.庁舎建設概要につきましても、前回の資料と同様でございます。事業費の財源につきましては、庁舎建設目的の基金を造成している自治体もございますが、合併市ではそのほとんどが、合併特例債の活用がなされています。3.市の財政状況におきまして、平成21年度普通会計での決算の状況を百万円単位で記載しております。2ページに跨りますが、一番左の列に本市の状況について表記しております。概略を説明しますと、網掛け部分について説明しますと、経常収支比率では、飯塚市より数値の高い自治体は見当りませんが、その下の財政力指数では、1を超える自治体もありますが、飯塚市の0.53を下回る自治体も1ページで1自治体(6)、2ページで4自治体(14,16,17,18)ほど存在します。基金及び地方債残高については、各自治体の状況により差異がございます。1ページの5、6、2ページの18の3市が、面積には差異がございますが、人口規模及び財政状況が比較的本市と似通った数値となっております。

次に、小幡委員より要求のありました、「庁舎改修・建設に係る合併特例債償還シミュレーション」についてご説明いたします。これは、前回配布資料の17ページに比較検討資料として記載しておりました、改修、建替えの4つのパターンにおきまして、一度にその財源として起債対象事業費の95%を合併特例債の借り入れを行った場合の償還シミュレーションで、一番上が改修の場合、2番目が改修と合わせて増築を行った場合、3番目と一番下が建替えの場合で、欄外に記載しておりますが、利率についてはどのパターンも年利2%で設定しておりますが、償還期間につきましては、残存期間の関係から、改修にあつては5年据え置き20年償還、建替えにあつては、2ページに跨りますが、5年据え置き30年償還で元利均等払いで設定しております。事業年度においては、その財源内訳を記載し、後年度負担の欄で、次年度以降については5年目までが利子のみ、6年目以降は元本と利子の返済額を記載しております。その下の行で元利を合計し、交付税措置額の欄で元利合計に対する70%の交付税措置額を積算し、一般財源の欄で後年度の元利償還にかかる一般財源を表記して、一般財源計(a+f)で事業年度の一般財源と償還年度の一般財源を合計表記しております。また、その下に当該年度末の市債残高を記載しております。一番上の改修のパターンと、3番目の建替えのパターンを一般財源計(a+f)で比較しますと、元金償還がはじまる6年目では改修のパターンでの一般財源は74,838千円に対し、建替えのパターンは99,412千円となり、当然ながら、建替えの方が24,574千円一般財源の持出しが多くなります。事業年度の一般財源を含めた2ページ目の一番右の計

の欄の一般財源計（a+f）比較では、改修のパターンで1,711,727千円に対し、建替えのパターンにあっては3,075,248千円となりトータルで1,363,521千円建替えの方が一般財源総額が多くなります。これはあくまでも、前回資料の17ページの財源表での積算額でありまして、事業費及び起債対象事業費の取り扱い、また、利率等により差異が発生いたしますのでご注意ください。

次に、瀬戸委員より要求のありました、PFI事業による庁舎整備の状況ですが、PFI事業にはその方式として、民間が建設し、その後に所有権を市に移転するBOT方式、民間が建設し、契約期間の維持管理・運営を行った後に、所有権を市に移転するBOT方式、民間が建設し、維持管理・運営を行い、市へは所有権の移転しないBOO方式があります。（合併特例債の活用については建設後に財産権を取得する際に活用は可能）先例市の事例を調査しましたが、市庁舎をPFI方式で整備した市は検索できませんでした。庁舎建設においてPFI方式を検討された自治体での不採択の理由としては、合併特例債の活用を考えたとき、その将来負担とPFI方式を活用した場合を比較するとメリットが少ないこと PFI方式では、手続、契約作業が煩雑で相当の期間を要すること 防災拠点としての庁舎は公の責任で建設・管理すべきこと 社会情勢の変化に応じて対応していくためには自治体が所有権を有しておくべきこと PFI方式では、発注者の意向が組み入れにくいこと PFI方式では、事業者限定され、地元への波及効果が薄らぐこと等により、検討はされたものの導入された事例は見られませんでした。

次に、事前に配布させていただいておりました庁舎問題検討委員会の資料について説明いたします。

まず、市民アンケート調査の結果についてご説明いたします。目を通されたかと思しますので、主な部分のみ説明させていただきます。1ページに調査の概要を掲載しておりますが、期間は11月21日から12月22日までとし、市内16歳以上の方5,000人を対象としております。（4）には調査対象者数に対する回答率を掲載しております。は年代と性別ごとに対象者、回答者、回答率を表記しておりますが、全体では回答者は1,826人で回答率は36.5%となっております。各地区別でみますと、平均より高いのが飯塚、庄内地区で、逆に平均より低いのが穂波、筑穂、頼田地区となっております。次に、飛びまして3ページをお願いします。ここでは、問4で通常利用される庁舎をお聞きしていますが、前ページのQ3の回答者の比率とほぼ同様の結果となっており、多くの方が現在居住地区にある庁舎を利用されている状況が反映されています。次に、4ページをお願いいたします。問6の本庁舎に来庁される際の交通手段では、ほとんどの方が自動車を利用されている状況となっております。問7の本庁舎を利用して不便と感じたことは、「駐車場が不便」という意見が1,195件の29.9%となっております。この数字は、問6で自家用車を利用している方の約86%になり、多くの方が駐車場の不便さを感じていることとなります。つぎに「庁舎が分散しているので不便」という意見が847件（21.2%）となっております。不便と感じられていることに「庁舎が分散している」という意見が多いのは、22年度までは、保育課や児童育成課が第2別館にあったことによるものではないかと思われます。6ページをお願いします。問8「本庁舎の機能として重要と思われること」につきましては、「防災拠点機能」という意見が978件（20.4%）で最も多くなっていますが、大震災後の庁舎の在り方の表れではないかと考えられます。続いて「申請などの手続きが1カ所のできる機能（ワンストップ窓口）」という意見が925件（19.3%）、「高齢者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすい機能」という意見が631件（13.2%）、「窓口の開設時間の延長など利便性の高い機能」という意見が615件（12.9%）となっております。7ページの年齢別のグラフを見ますと、若い世代で窓口延長等の意見が多く、60歳以上で行政サービスの地域分散化という意見が多くなっています。8ページをお願いします。問9、「本庁舎にあつたらいいと思われる施設」につきましては、「銀行・郵便局等の金融機関」という意見が1,018件（25.4%）で最も多く、続

いて「行政情報がわかるコーナー」という意見が 550 件(13.7%)、「レストラン・喫茶コーナー」という意見が 425 件(10.6%)となっています。その他では 9 ページの下段に記載しておりますが、「被災した時の物資保管庫」、「キャッシュコーナーの充実」、「出張サービス課」、「弁当など持ち込みが出来たり、子ども連れで利用できる休憩所」、「授乳室」、「高齢者に配慮した駐車場」、「年金手続きができる出張所」などの意見がっております。10 ページをお願いします。問 10、「本庁舎の場所を考える上で重要視する項目」につきましては、本庁舎の場所については「駐車場スペース確保」という意見が 1,127 件(24.6%)で最も多く、次に「市有地を活用し、建設経費を安くすること」という意見が 1,000 件(21.8%)と 2 番目に多く、「公共交通機関の便がよいこと」という意見が 943 件(20.6%)となっています。11 ページをお願いします。この問については、各地区別とのクロス集計を出しておりますが、穂波地区、筑穂地区では「穂波庁舎周辺とし、穂波庁舎の有効活用」という意見が他地区に比べて多くなっています。12 ページをお願いします。問 11、「本庁舎の建替え位置として、適地と思われる場所」についての記述につきましては、回答の内容が、具体的な場所での回答と、エリアでの回答も可能としていましたので、それぞれで集計をしています。まずは 12 ページでございますが、およそ特定できる場所として 10 件以上の意見があったものを抽出しています。最も多い回答は、現在地で 48.6%で、次に多かったのは、穂波庁舎周辺で 11.9%となっています。13 ページをお願いします。適地と思われるすべての意見をもう少し広いエリアで分類しております。エリアで最も多いのは、現在地、新飯塚駅エリアで、44.3%、次に「その他の穂波地区」が 12.2%、3 番目が 210 号線バイパス沿線の 9.8%、4 番目が穂波庁舎周辺エリアで 8.8%、5 番目が市場、飯塚駅周辺エリアで 6.5%となっています。12 ページと 13 ページは抽出パターンが異なりますため、総件数に差がでていることから割合に変動が生じております。14 ページをお願いします。問 12 は「庁舎建設及び支所機能等について」自由に意見を求め、区分ごとに件数を集約しております。お一人の意見で複数の内容となっているものはそれぞれの区分においてカウントしております。「庁舎の機能に関する意見」が 287 件(33.7%)と最も多く、続いて「庁舎の位置に関する意見」が 140 件(16.5%)となっています。「庁舎建設に関する意見」が 128 件(15.0%)の中では、「経費を最小限とすること」についての意見が 82 件と多くを占めています。

「支所のあり方、機能に関する意見」の 92 件(10.8%)では「各支所での手続きを可能とすること」など機能や連携強化の要望についての意見がありました。「庁舎建設に反対の意見」が 88 件(10.3%)、「市政への要望、不満等の意見」が 91 件(10.7%)となっています。なお、別冊となっております「Q12 自由意見集約分」はすべての自由意見を記載しておりますが、主たる区分で整理しておりますので、13 ページの 851 件とは件数が合致しないことをご理解ください。以上でアンケート調査結果について説明を終わります。

次に A3 版の「市民アンケート結果等に基づく市役所本庁舎の想定地の比較検討資料」について説明いたします。この資料は、アンケート結果をもとに、合併協定に則した穂波地内で、意見の多かった、穂波庁舎隣接地、穂波地内国道 201 号バイパス沿線、飯塚地方卸売市場とアンケートの結果一番意見の多かった現在地を今後想定地として検討していくことを庁舎問題検討委員会において確認をいただき、その想定地の状況、課題等を記載したものです。エリアについては別に位置図を添付しております。本資料についても事前に配布させていただいておりますので、かいつまんで説明させていただきます。まず、他の行政計画での位置付けについてですが、飯塚市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」での位置づけとしましては、の穂波庁舎周辺は地域拠点、一般市街地ゾーンとなっています。次に の 201 号線バイパス沿線は、拠点ではありませんが、都市機能集積ゾーンとしての位置づけとなっています。次に の市場と の現在地は、中心拠点、高度都市機能集積ゾーンとなっています。また、福岡県が策定しています「飯塚都市計画区域マスタープラン」では の

穂波庁舎周辺、 の 201号線バイパス沿線、 の市場、いずれも拠点以外の地域であり、大規模集客施設立地規制のある地域であり、庁舎建設となればマスタープランの変更手続きが必要となってきます。次に、利便性については、位置図で概略ご推測いただけるとと思いますので、割愛いたします。次に、次のページになりますが、早期実現性について説明いたします。まず、用地確保にかかる期間ですが、 の穂波庁舎隣接地は、家屋等建造物の移転補償交渉及び用地買収交渉が必要になりますので、どのくらいといった明確な期間はわかりませんが相当な期間が必要と思われます。 の201号線バイパス沿線は、農地を想定していますが、やはり用地買収交渉には相当期間が必要と考えられます。 の市場は、用地は市有地ですが、市場がありますので、移転先用地の確保、設計、建設、解体を先行して行うため、その期間に3~5年は必要ではないかと考えられます。次に、用途変更手続きの必要性とその期間ですが、 の穂波庁舎隣接地は、都市計画における変更が必要となりますため、目安として2年以上の期間を要すると思われます。 の201号線バイパス沿線は、農地でありますため、農業振興地域整備計画の変更申出(農振除外申請)農地転用申請等の手続き、合わせて都市計画における変更が必要となり、目安として2年以上の期間を要すると思われます。 の市場は、市場が都市施設でありますため、都市計画における都市計画決定変更の申請が必要となりますので、目安として2年以上の期間を要すると思われます。次に、経済性・効率性の区分についてですが、まず合併特例債の活用についてですが、庁舎建設費にはいずれも活用できますが、移転の場合の旧庁舎の解体経費については対象となりません。また、合併特例債には活用期限がありますので、 の穂波庁舎隣接地と の201号線バイパス沿線は、用地買収交渉、用途地域の変更手続きが必要なため、活用期間の延長が必要と考えています。 の市場は、市場の移転や用途地域の変更等の手続きに時間を要するため、特例債の期間延長があっても、活用はきびしいと考えられます。次に、その下で、庁舎建設本体工事費以外に必要と想定される主な経費を整理しています。 の穂波庁舎隣接地は、用地取得に要する経費や一部農地や高低差のある用地が想定されますため、その造成経費が想定されます。 の201号線バイパス沿線は、用地取得に要する経費、農地の造成経費、上水道整備経費が想定されます。 の市場は、想定される経費はありません。 の現在地は、この敷地内と想定した場合、一部庁舎の解体が必要となりますため、事務所の移転経費が必要と考えられます。次に、その下の庁舎建設に伴い想定されるその他経費としましては、 の穂波庁舎隣接地または の201号線バイパス沿線に本庁舎を建設した場合に、飯塚支所を設置する必要が生じれば、その建設経費が必要になると考えられます。 の市場は、市場の先行移転にかかる経費が生じてきます。次に、1行飛んで、上下水道、周辺道路のインフラ整備の必要性ですが、 の穂波庁舎隣接地は、上水道の整備は不要ですが、浄化槽の整備と、接面道路整備が必要となります。 の201号線バイパス沿線は、上水道、浄化槽の整備、接面道路整備が必要となります。 の市場は、一部接面道路の整備が必要と考えられます。次に本庁、支所の効率的運営ですが、 の穂波庁舎隣接地と の201号線バイパス沿線に本庁舎を建設した場合は、穂波庁舎にある支所機能は不要と考えますが、飯塚支所を設置するとすれば、新たな庁舎の維持管理経費、また人口が最も多い飯塚地区が支所になることで、飯塚支所に配置する職員が増加すると考えられます。 の市場は、旧飯塚市、穂波町の境界であり、穂波、飯塚支所ともに設置しない場合は、職員及び庁舎の維持管理経費が削減できますが、穂波、飯塚支所ともに設置することになれば、職員及び庁舎の維持管理経費も増加することになります。早期実現性と経済性・効率性につきましては、概略を表記しておりますので、具体的になりますと、それ以外に予想できない経費の発生も考えられます。次ページは災害時の安全性について記述しておりますが、大きな差異はございませんので説明は割愛させていただきます。次の土地利用制限の中の用途地域につきましては、先ほど説明いたしましたので、 の穂波庁舎隣接地は、第1種住居地域で用途変更が必要となってきます。 の201号

線バイパス沿線は、農地であり、都市計画は無指定地域、の市場は、準工業地域、の現在地は、商業地域となっており用途変更は不要であります。1月23日の庁舎問題特別委員会におきましては、庁舎の位置についての意見として、庁舎問題検討委員会における庁舎の位置の検討において、合併協定をどのように踏まえて協議すればいいのか。アンケート結果から、新飯塚駅東口空き地を想定地として検討出来ないか。合併協定項目はあるが、アンケート結果から現在地での建替えとの意見が多かったことは、市民の求めている意見の表れではないか。高齢者、障がい者等の生活弱者のことを考えると交通の便を重要視してほしい。後世に少しでも負担の残らないようにすべき等々の意見があがっておりますが、提出資料のとおり、合併協定項目を踏まえた穂波地内の3想定地及びアンケート結果で一番多かった現在地を含めた4ヶ所の想定で、出来る限りインフラ整備等の条件整備費用も含めた概算費用比較表を出し、今後検討していくことで確認をしております。以上で説明を終わります。

次に、前回の委員会以降の経過といたしまして1件報告をさせていただきます。新聞報道すでにご存じと思いますが、1月23日に、市長あてに「合併協定の新市庁舎の位置は穂波地内とする、住民総意に則った信頼と信義に基づく合意を重く尊び頂き、また、旧町の既存庁舎の活用、利用にも一考の余地を考察しながら経費、期間、市民サービスにも十分配慮した上で、早急に穂波地区内での新庁舎建設に前向きで取り組まれますよう強く要請します。」との文面の約9,100人の署名が提出されておりますので報告いたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を含め議題全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いまの庁舎建て替えの場所の問題のときに、いろいろ今インフラ整備のこととかいろいろ出ましたけど、ここは地震帯の、活断層の通っているところですね、そういったものの調査は、調査というよりわかるとは思いますけど、入ってないんですかね。

総務課長

ご存じの通り、西山断層が入っておりますけども、資料のアンケートの結果に基づく本庁舎の想定地の比較表の4ページの予測震度の欄に、これアセスメント結果による数値ですけど、それぞれの想定地での予想震度というのを表記させていただいております。

瀬戸委員

それともう1点、先ほど合併特例債の活用、3ページですかね、に関しては都市計画の問題等があって合併特例債の期間が間に合わないのではないかとということでしたが、合併特例債を使わないと、建て替えというのはもう非常に難しいわけですよ。そうなるとう基本的には建てられるところは1か所かなと、というような、今のこの4カ所の中では、現在地しかないと思うんですけど、何か間に合わなくてもやる方法があるんですか。

総務課長

この表記は今、国の方で合併特例債、今の状況であれば来年度からの4年間しかございませんけれども、これを5年間延長するというような議論がなされております。につきましては合併特例債の延長、残り9年ということになれば整備は可能というふうな考えでの表記でございます。の市場の移転ということになりますと事前の条件整備、市場自体をどうするかということが発生してきますもんですから、ここ記載しておりますとおり の想定地でありましたら特例債の延長があっても活用は厳しいというふうな考えでございます。

瀬戸委員

用途地域の変更が必要ですよ、これ建設部長もお見えになっておりますが、簡単にというか、役所庁舎を建てるとなれば、用途変更については県が厳しいみたいですけど、さっとういう

ふうに2年以内とか3年以内でできるのでしょうかね。

都市計画課長

用途地域の変更につきましては、書いてあるとおり2年ぐらいの期間で、そのまちをどうするかということもございますけれども、期間的には可能でございます。

瀬戸委員

飯塚市の都市マスタープランですかね、つくるときに、それに応じて都市計画のプランもいろいろ県の方からも市の方も話し合ってたと思うんですけど、そのときには、庁舎の建てかえを、どこになるか予想してつくったのか、そういうことは全然考えないでマスタープランをつくられたのか。

都市計画課長

都市計画のマスタープランは平成22年4月に策定しております。この中で策定段階で各課協議を行っております。位置的なものについてはまだ決まっておりましたので、場所の記載はしてありません。

道祖委員

候補地のことでおたずねしますが、敷地面積はどういうふうなってますか。広さは、想定される農地ですからどういうふうにつくり方によっていろいろ違って来るんでしょうけど、想定する敷地の広さがどれくらいになるのか。

総務課長

前回の検討委員会におきまして、この4つの想定地で次のシミュレーションをしていいかという審議をしていただきまして、了解を得ております。敷地の面積等につきましては、これを受けまして次回の外部の庁舎問題検討委員会で用地確保かかる敷地の面積の推計と、それに係ります単価から積算しました用地費等を積算する予定といたしておきまして、まだ、はっきりした答弁はできかねますけども、15,000平米から19,000平米が必要ではないかと、現庁舎の敷地をベースにしまして、そういった想定のもとで試算をするというふうな考えであります。

道祖委員

前回も言いましたが敷地に合わせて建物箱物をつくるのか、規模を決めるのか。違うでしょう、同じ敷地に、例えば本庁舎、今現状と同じようにと答弁されました。そうであるならば、箱の大きさ同じとすると、平地を大きく、敷地を大きく購入すれば建てる建物の階高が少なくなる。それはどういう庁舎をつくる、どういう行政をやっていくか、それによって全部違って来るんですよ。だからこの前も言いましたけど、今後の庁舎のあり方というのはどうあるべきか、行政サービスがどういうふうに1市4町合併して。こういう要望というのは、できるだけ住民の皆様の皆さんに近いところに本庁舎があってほしいという要望もあるわけですから、そういう点から考えたときに行政サービスのあり方によっては、例えばこの現在地でも現在の庁舎と同じようなものが立つのか、それより規模を大きくするのか、小さくするのか全然変わってくるわけですよ。だからその点を踏まえて、ちゃんと行政は提案してもらわないと、どこに建てるのかということが決めかねるといような感じになってくると思います。だから卸売市場全体を移転してあの敷地を全部使いますといたら、今この敷地約5000坪ですか、それ以上の広さは確保できると。だけど穂波の庁舎は隣接地を買ったとしてもそれはこの庁舎と同じような規模の広さは購入ができない可能性がある。ということになれば建物は階を高くしなくちゃいけないというようなことにもなりますよね。で、バイパス沿いの農地と言えば、農地を広く買えば階高は低くなる、狭く買えば高くなる。だからそれは今後の行政の在り方がどうあるべきかを押さえて決めていかないと敷地面積とか箱ものの床面積っていうのは決まっていけないんじゃないかというふう思うんですけどね。その辺、意見だけ言って、次回、何らか

の資料を出すということですから、その辺よくよく考慮をしてですね、提案をしていただきたいなと思います。

八児委員

そこら辺のことで少しですね、この前、日本の人口が減ると60年、50年後には約4千万人が減るんだということが新聞等が出されておりますが、飯塚市としてはこれどのようにお受取りになって考えていくつもりかそこらへんちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務課長

現在のところ人口想定をしたところのということまではあたまがいてないんですけども、おそらく将来的にはそういったことも発生するかもしれません。ただ一方で、あの定住人口の増加というような施策の中で歯どめをかけた中で一定の人口を確保するという努力をさせていただいておりますので、そういった中でこの庁舎の規模の御質問だと思いますけども、現状の中では行革に沿った中で職員の削減というところを見越した中でこの庁舎の規模等について考える方向になっておりますので、人口のところを踏まえたところまでは、今のところ想定はいたしておりません。

八児委員

確かにそこら辺はわかるんですけども、やはりですね、これは紛れもなく人口は減るんですよ。そうすれば、やはり職員も減ってくるという状況が将来50年60年にわたって庁舎を使っていくというふうなことでですね、計画されておるとは思いますけども、庁舎が余ると。なおかつこれは道祖委員も言われたと思いますが、総合支庁方式をとってるわけですから市はきちんと残していかなければならないと、そういう状況にあるわけですから、市民の皆さん方はやはりそこらへんわかってまして小さな行政というか、将来そういう形になっていくんじゃないかと、そういうふうな思いがあると思うんですね。やはりそこらについてもやはり、ある程度やっぱり、踏み込んで考えていただければ、やはり最終的にはどういう形になるかわかりませんが、やはり30年にわたって支払いを続けていくことが可能なかどうか、そこら辺も十分検討がですね今後されると思いますけども、やっていかなくちゃいけないと。そのように、やはり言われる方がたくさんおられますのでですね、十分検討をしていただきたいと思います。それと23日に穂波町の旧住民の方々が協定項目に沿って穂波庁舎を建てていただきたいと、そのようにあるんじゃないかということで9,100名の方が要望書を出していただいているわけです。アンケートの数、総数どころか、アンケートは5,000人に出されたわけですが、こういう9,000人の方々の思いというものはどのように受けていただいているか、その辺についてちょっと返答ができればお願いしたいと思いますけど。

総務課長

新聞等でもご存知かと思いますが市長の方で要望書を受ける際には地域の要望として重々承りましたというような回答のもとに受けております。一方で、アンケートというのは地域の人口に比例して対象者を絞った中で、調査をさせていただいております。これも一つの市民意見のあらわれではないかと考えておりますので、今後このアンケート及び出されました要望書を十分に理解した上で、ある程度の方針を出していく必要があるというふうに考えております。

梶原委員

先ほど課長のほうから説明がありましたけども、だいたい、土地の確保についてはですね、いろんな条件があつてある程度集約できる部分でですね、きょうの報告からすると大体決まりそうところがあるのかなと思いますけれども、まだ合併特例債の利用期限が延長になるということで1から3までの中では、少し、そういうところの用地の確保も視野に入れたところまでできるんじゃないかと思っております。ただ、アンケートの結果はですけども5,000

0人に出されて結果的に1,800人ぐらいの40%を切る回収率ということですが、その中でも庁舎建設についてはできるだけ経費のかからない、経費削減をしていい庁舎を建てていただきたいと、やはりいい庁舎を建てるにはお金もかかるんだろうと思いますけれども、やはり市民は、できるだけ無駄をなくしていただきたいという要望が出ておると思います。特例債の延長が決まったとしてもですね、庁舎建設についてはできるだけ早い時期に完成というか、そこら辺の分をですね。決定するべきであろうと思います。特例債の期限がある、最終年度まで伸ばすのかですね、どの辺ぐらいをだいたい 庁舎建設このあたりの時期で完成を目指したいというそういった構想があればですね、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務課長

一点目の庁舎のグレードの問題ですが、今委員の言われますとおり、市民の意見に多いのが、反対意見もあるという前提を踏まえまして、できるだけ経費のかからないシンプルなものをという意見が多く出されておりますので、これは今後尊重すべき市民の意見というふうに受けております。2つ目の今後のスケジュールについてで、ございますけれども、これは現在地という形の想定が一番期間的には短こうございますけれども、この現在位置という場合にあっては、延長がないことにはちょっと非常に厳しいというのが現状でございます。最終的にはいつということですが、については先ほどの説明させていただきましたように、延長があっても厳しいのかなという判断をさせていただいておりますけど、につきましてはそれぞれの条件整備が整えば残り9年間での整備というのが可能というふうに考えております。最終的な整備の期間というのは現在のところはっきりした返答は出来かねますけども、段取りを一つ一つ踏んできましても、恐らく今から6、7年はかかるのではないかというふうな判断をさせていただいておりますし、一方で震災の影響でもありましたように、庁舎を見直している自治体が全国の2割云々というような報道がされておりましたけども、今後の災害等を考えましたときに、余りゆっくりはできないというふうに考えていますので、段取りを一つ一つ踏みながらできるだけ早い時期にというふうなスケジュールで今後進めたいというふうに考えております。

小幡委員

会議の進め方上、ちょっと質問しますけども、資料要求していましたが償還のシミュレーション、これは改修からは建て替えまで4パターン出ておりますけども、事業年度ではメインの財源の中で特例債のほかに一般財源を4億から8億近くパターンによって利用するようにしておりますけど、この一般財源は、今本市が運営にに必要な一般財源のほかに何か基金として飯塚市は持っているのか。もしくは、今の財源をこれに必要な分を削って庁舎を建てようとしているのか。

総務課長

先ほどの財政状況の一覧表のところでも説明させていただいたように、先例市ではある程度の特目基金をもってあるところもございまして、本市の場合につきましては建設財源に充当する予定での特定の目的の基金は持っておりませんので、毎年計上させていただいております一般財源の中から、この庁舎整備に事業に充てる一般財源をねん出するというような形になるかと思っております。

小幡委員

家を建てる時にね、多少融資を受けるとしても手持ち資金なり準備金を揃えますよね。飯塚市はそういうことを、建設の準備金も立てずに、特例債があるということでもどこかでひょっこり庁舎建て替えの話が浮上したんですかね。市長は頭をひねっていますが、我々としては、建て替えることにやぶさかではないということは前段で言いましたよね。ただこの一般財源を建て替えに当たって、この資料によれば8億、9億使っていくんですが、いまのサービスから

削っていこうということですか、それとも何かほかに案があるんですか、そのところを詳しく教えていただけませんか。

財政課長

現在のところで申しますと、調査建設に伴いまして必要になってくる一般財源というのは現在の一般財源の中でのやりくりという形になるかと思えます。それともう一つ23年度で12月補正で計上させていただきましたが余剰財源を減債基金に積み立てていております。合併特例債を借り入れまして償還をする際には、この減債基金あたりを活用しながら、今後、積み立てもしながらですね、こういった減債基金を活用しながら、一般財源全体で調整をしていきたいというふうに考えております。

小幡委員

よくわかりません。いま、600億弱ですかね、一般会計予算、その中のサービスは市長が予算を組んでいますよね、年度。その中から、それには関係なく庁舎を建てられるということですかね、一般財源を使うと。今のサービスを削ることなく庁舎は建てられるのかということを知っているんです。的確に教えてください。やりくりを必要ならば、どの程度のやりくりが必要なのか。わかりますか言ってる意味が。

財政課長

全く、今の行政サービスにですね影響がないということは言いきれないと思いますが、行財政改革の中で、かなり建設費あたりも抑制しておりまして、公債費もどんどん減らしていただくとでございますし、なるべく影響のないようにですね、財源調整をしながら、合併特例事業に取り組んでいきたいと思えます。前回の委員会で副市長からも言われましたように消費税の関係とかもまだよく把握できてませんので、なるべく影響のないような財政運用に心がけたいというふうに思っております。

小幡委員

端的に言えば、お金を使うんだから、今の行政サービスの中から何かを削って補てんしないとサービスは維持できないということでしょう。だから支出の部分の何かを削って、こういうものに財源を充てていくという基本的な考えはあるわけですね。サービスを低下しないようにして建てていこうと。その考えがあるかどうかだけ、まず、あるんでしょう。

財政課長

行財政改革との絡みはありますが、そういう改革に取り組みながらですね、影響のないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

小幡委員

行革等で支出を抑えつつですね、庁舎に必要な財源を確保して今の行政サービスを削ることなくやっていこうという趣旨はあるわけですね、それを確認しておきます。それと消費税の一体改革でなく5%云々ということが国会でやられてますけどね、仮に5%増税されて、地方にどの程度回ってくるというようなシミュレーションされてると思いますが、今回の5%の増税の骨子といいますかね、基本は社会保障に対する5%でしょう。その5%のうちから本市に財源が来たとしてもそれは社会保障に充てるべきであって、それをこういった一般財源の他の用途の資金としては、使えないんじゃないかなと思ってるんですが、今は仮定の話ですからね、論議してもいいですけど、ですから消費税はあまりあてにせずにシミュレーションは起こしていただきたいということはこれは要望で結構です。もう1点、先ほど八児委員からありましたけど、穂波地区に建設をしていただきたいという要望書ですか、来とりますね。その以前に本市の庁舎を建替える場合は穂波地区にということに関しましては、うちの一番トップであります市長が最終決断をするというスタイルになっていて、この特別委員会には決定権はないということなんですね。これは前提としていいですよ、我々にはどこがいいという決定権は

ないんですよ。イコール、建物建てる場所、どんな規模の建物を建てるかは幾らシミュレーションされても、アンケート取られていいものという気持ちはわかりますけども、まずは建てる場所を穂波なら穂波のどこの場所、もしくはここだと可能、ここだと無理といったような資料をね、まずはそちらから出してこないですか。今ここで、どこだどこだと話したところで我々には決定権はないんですよ。ですから、執行部側でまず検討されて、いくら穂波の方々もしくは合併時に約束をされたとしても建設場所がないとか、時期的に間に合わないとか、金額が合わないとか、何かこう、たたき台を持ってきてね我々議員で示していただかないと。穂波の方々も含めて、一般の合併に賛成された住民もしくは議員の連中はみんな将来は穂波に庁舎が建つものだと、基本的に思ってたんですね。思ってる我々には決定権はないんですよ、建てる場所をはっきりと提示していただだけませんか。検討委員会の方でもされてるんですけどもね、議会側に建設場所の負担をかけないでください。その点、執行部の方から場所に対する検討、我々に提示する気があるかどうかお尋ねします。

総務課長

今後のスケジュールの問題を説明させていただきますと、外部委員会であります庁舎問題検討委員会におきまして、市民の意見の集約というような形で基本的な構想を答申していただく予定とさせていただいております。その答申を踏まえまして、先ほど委員も言われますように執行部の方で市長を筆頭といたしまして最終的な、どの地で、こういった規模の、というような基本的な計画を出さしていただく予定でございます。委員が言われますとおり、その最終的に計画案が提示されないと議論の という話でございますけども、なにせ案件が案件で、本市の重要課題でもございますので、昨年12月にこの特別委員会を立ち上げていただきまして、その外部委員会での審議の状況報告しながら議員の方々の意見もお聞きして、研究しながら執行部としましては最終的な、この地で、この規模の、こういった機能の、というような計画を出さしていただくスケジュールを組んでおります。予定としまして、3月に最終答申を受けまして最終的な具体的な計画になりますと、一応6月以降を予定させていただいておりますけども、その時期にはこの地で、こういった規模のというような案を出さしていただきますので、御理解いただきたいと思っておりますと同時に、外部委員会でも議論させていただきます検討委員会の状況報告して、また、その状況と並行しまして本会議、特別委員会での議員の方々の意見を拝聴しながら計画に反映させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長

先ほどから、あなたは提出された資料に基づく説明をやっていけばいいと思うんですよ。ただ、先ほどの質問があつてるのは、どういう規模のとか、どういうものに見合つてとか、あるいはどういう方向に持っていこうとかいってお尋ねがあつてるわけですよ。それに対して、執行部として市長なり副市長なりどちらの方向で持っていきたいんだということも出していかないと、資料だけの問題だったら、これは繰り返しになるよ。

副市長

この庁舎問題につきましては、先ほど担当課長が説明しましたように、庁舎問題の検討委員会の中でいろいろ議論いただいております。この中で、先ほど言いましたように一定の条件のもとで、4地区のいろんな一定の条件のもとで、例えば費用の問題とか等々の中で、庁舎問題検討委員会の中で最終答申を受けるようになっていますが、はっきりいって検討委員会が位置を決定するかどうかは全くわかりません。私の方でもただ一定のそういう最終答申、あるいはこの庁舎問題の特別委員会のいろんな御意見を伺いながら、最終的には先ほど言われるようになりますね、まず場所は決まらなないと、執行部側もどの程度でどういう位置でというのなかなか具体的には出せません。そういうことはきっちりと執行部の方でこの委員会のほうに提案させ

ていただいて、先ほど小幡委員が言われるように議会の方で庁舎の位置についての問題等々については御迷惑を 執行部の決めたものについていろいろ議論をしていただいて、同意していただくと、そういう形になるのかというふうに思っております。

小幡委員

分かりません、何を言ってるか。建てるならお金はどうなるかでしょ、場所はどこかでしょ、いま検討委員会の答申が3月に出ると言われましたけど、検討委員会にも決定権はないんですよ。我々にもないんだから。合併のときは穂波で決まってたんですよ。それが法的に拘束力があるとかないとかは別にして、手順としては、今は合併して穂波地区も本市で、飯塚市ですの当初のとおり穂波で建てられるのか建てられないのか、執行部から出してくださいって言うてるんですよ。いつものやり方はね、我々の議会は市民代表というのはわかりますよ、でもそこだけで検討して議会の承認得ましたのでということで議会を利用しないでくれと言ってるんです。要はみんなのお城でしょ、ですから根回し云々ではなくて鏡張りに、市長がこういう理由でここに建てたい、いやここでは無理だということをやまずいってください。それを我々はあなるほどと思うのか、いやおかしいよと思うのか、それが委員会なんですよ。そこをはっきりしてくれないと今はあらゆるシミュレーションとかを、検討委員会にそって我々も審議していますがね、ここに座っていても 面白い面白くないとか表現してはいけません。何の話をしてるんだというような世界なんですよ。棚上げになるような話ばかりしても時間の無駄だと私は思うんですよ個人的に。建て替えとか改築とかいろんな案を出されていますが、これも決まっていらないでしょ。おまけにここで建て替えた場合とか言ったら穂波の人たちの感情を逆なでしているようなものですよ。向こうをはっきりもしないでなんでここで検討してるのかと、これ言われますよね。だからまずは場所を案としてここがいい、場所、場所というのは仮に穂波になった場合で検討すればいいのであって、全体的な案をまずは出していただきたいと要望しときます。以上です。

委員長

要望ですね。

道祖委員

前回の委員会では改築するのか建て替えるかはっきりしてなかったんですよ。ただ、今日の審議、資料持ってやってるのは、こういう案が検討委員会で出てますということなんですけど、その検討委員会の資料の説明だと受け取ってますから言わなかったんですけど、今、小幡委員が言ってるように行政としては、建て替えるのか建替えないのかをまず決めないと。建て替えるのであるならばその4つの場所のどこに建替えるというような方向に進んでいくわけですよ。前回の委員会では建て替えるという結論はまだ出していなかったんですよ。だからそれを決めないと、段階を踏んでいかないと、これは今小幡委員が言われるように何度も何度も繰り返しのわけのわからん疑問になっていくんじゃないんですかということだと思っすね。委員長の方で取り計らいをお願いいたしますけれど、1つずつやっぱり進めてかないと、そうしないと資料の説明に従って質問してますけれど建て替える、じゃあ建て替える、改築をする、改築するということになればここなんですよ現状なんです。建て替えるとするならばどこに建て替えますかという話。そしてどれぐらいの規模になるんですかとかいう話になってくるわけですよ。改築の場合も規模は増設するとか減築するとかいうことは多少出てくるとは思っすけれど、そこをまず整理していかないといけないと思います。委員会の進め方については委員長の方で取り計らいをよろしくお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 15

再開 11:17

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

お諮りいたします。庁舎建設に関することについては継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって庁舎建設に関することについては継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして庁舎建設特別委員会を閉会いたします。